



熊本県知事選挙

●不在者投票

①滞在先(市外)での不在者投票

投票日に仕事などで荒尾市外に滞在先、投票に行くことができないと見込まれる人は、滞在先の選挙管理委員会です不在者投票ができます。事前に荒尾市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」を郵送するか、国が運営するマイナポータルぴたりサービスを利用してオンライン請求で投票用紙を請求してください(電子メール・FAX不可)。投票用紙の郵送には時間が掛かりますので、手続きはお早めをお願いします。
※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は市ホームページからダウンロードできます。

②病院・老人ホームなどでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している人は、そこで不在者投票ができます。お早めに病院や施設にお問い合わせください。

入院・入所中の人が不在者投票できる市内の病院・施設(50音順)

荒尾こころの郷病院、荒尾中央病院、有明医療センター、慈眼苑、新生翠病院、白寿園、平成ドリーム館、ユニット型白寿園



③郵便などによる不在者投票

下の表に当てはまる人は、郵便などで投票ができます。この制度を利用するには、事前に郵便等投票証明書の交付手続きが必要になります。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

■郵便等投票証明書の交付が受けられる人

身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級か2級
	内臓機能の障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸)	1級か3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	内臓機能の障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓)	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5の人	

郵便等投票の資格がある人(郵便等投票証明書交付者)で、自ら投票の記載をすることができない人として定められた障がいがある人は、選挙管理委員会に代理記載人の申請の届出をした後、代理記載人投票をすることができます。

●選挙公報

- 選挙公報は投票日の2日前までに全世帯に配ります。候補者を選ぶ貴重な資料として、よく読んで投票してください。
- 告示後に熊本県ホームページに選挙公報を掲載予定です。

●選挙速報

市ホームページに、期日前投票者数、選挙当日の投・開票状況などを掲載しますのでご覧ください。
<https://www.city.arao.lg.jp/>



選挙は、3月24日(日)に実施します。

任期満了による熊本県知事選挙が行われます。

県民の代表を選ぶ大切な一票です。棄権することなく進んで投票しましょう。

投票日 3月24日(日) 投票時間 7時～20時

投票所 市内23カ所

各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

市ホームページ
投票所一覧



●新行政区「海陽町1丁目」「海陽町3丁目」に住んでいる人

令和6年1月1日付けで行政区「海陽町1丁目」「海陽町3丁目」を新設しました。同行政区に住んでいる人の投票所は第5投票所「大島区民館」です。

☎ 選挙管理委員会 ☎63-1254



●投票できる人 次の要件を全て満たす人が投票できます。

- 3月24日(日)現在で満18歳以上であること(平成18年3月25日までに生まれていること)
- 荒尾市の選挙人名簿に登録されていること
選挙人名簿に登録されるには、荒尾市で住民票を作成した日(転入の届出をした日)から令和6年3月6日までに3カ月以上引き続き住民登録がある日本国民であることが必要です。
- 選挙権を停止されていないこと
※県外に転出した人は投票できません。県内に転出した人は、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていなければ、荒尾市で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会へお問い合わせください。

●投票所入場券

- 投票所入場券は、1人1枚ずつ郵送しますので、投票日には入場券を持って投票所にお越しください。
- 入場券を忘れたり紛失した人、届かない人は投票所で係員に申し出てください。再発行して投票できます。
- 投票所入場券の数が多いため、3月6日(水)から数日に分けて郵送されます。

●期日前投票

選挙当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができないと見込まれる人は、期日前投票ができます。期日前投票の際は、「投票所入場券」裏面の期日前投票宣誓書を事前に記入しておく、受付が早く済みます。

期間 3月8日(金)～23日(土)

場所と時間

①市役所1階 11号会議室(確定申告・住民税申告会場に併設) 8時30分～20時

※市役所1階11号会議室は投票日当日も第2投票所に指定されていますが、投票日当日は期日前投票と異なり、投票所入場券の投票場所が市役所と記載されている人しか投票できませんので、ご注意ください。

②ゆめタウンシティモール2階 シティホール 10時～19時



電子版あらお健康手帳のサービスを開始しました。

「電子版あらお健康手帳」は医療機関の受診情報、おくすり情報、日常の健康記録(血圧、体重、体温など)をまとめて管理できるWEBサービスで、市民はどなたでも利用することができます。
マイナンバーカードを使って、マイナポータルから健診結果などを連携することもできます。
詳細は市ホームページをご確認ください。

- 電子版あらお健康手帳でできること
- 体重・歩数・血圧などの日々のデータを記録し、グラフや表で管理。
 - 通院の履歴、お薬の情報をまとめて管理。
 - 家族の情報もまとめて管理したり、共有することもできます。(市外にお住まいの人でも、家族の情報共有は利用できます。)

サービス内容①:医療健康情報管理 住民が自ら診察情報などの健康情報を管理できます。
●医療連携情報:医療機関の診断情報を記録(既往歴管理) ●おくすり情報:処方や購入した薬を記録
●日常の健康記録:血圧、体重、体温などの健康データ

サービス内容②:マイナポータルの医療情報取得・蓄積
スマートフォンにマイナンバーカードをかざすことで、マイナポータルから、予防接種記録・通院記録・健康診断記録などを取得し、保存することができます。

サービス内容③:家族の医療情報もまとめて管理
離れて暮らす家族の情報も、家族管理機能で共有できます。



詳しい利用方法は
こちら

問 スマートシティ推進室 ☎57-7622

参加
無料

有明医療センター
市民公開講座

問 有明医療センター
☎63-1115

本当は、いいの? ダメなの? 最近話題の「ゲノム編集食品」について学んでみましょう。

時 3月8日(金) 15時～ 場 有明医療センター 1F講堂 申 事前申し込み不要
講師 兵庫医科大学 遺伝学主任教授 大村谷 昌樹先生
演題 ゲノム編集食品って何? ～遺伝学の基礎から、ゲノム編集、ゲノム編集食品について～



学ぼう! あらおの出産、育児のこと～先生、助産師さんに悩みを聞いてみよう～

時 4月6日(土) 14時～ 場 有明医療センター 1F講堂 申 事前申し込み不要
基調講演 熊本大学産婦人科 准教授 大場 隆先生
パネルディスカッション まつおレディースクリニック 院長 松尾 州裕先生、
いしかわ産婦人科 院長 石川 勝康先生、あらお観光大使 西村 赤音さん
有明医療センター 産婦人科 部長 田島 朝宇/助産師 高木 美紀
特別講演 熊本大学産婦人科 教授 近藤 英治先生



妊婦さんやそのご家族、その他
どなたでもご参加ください。

キッズコーナーあり!

ちょっとしたプレゼントを
ご用意しています。



新型コロナウイルスのワクチン接種についてのお知らせ

3月31日(日)で新型コロナウイルスワクチンの
特例臨時接種(接種費用:無料)が終了します。
接種を希望する人は、早めに医療機関を予約ください。

令和6年度から新型コロナウイルス
ワクチンは定期接種となります。



接種時期 毎年秋冬 接種回数 年1回

- 対 ①65歳以上の高齢者
②一定の基礎疾患がある60歳～64歳までの人
※対象者以外でも、任意接種(全額自己負担)が可能。

料 接種費用 一部自己負担あり(負担額は未定)

■予防接種証明書

- 令和5年度までの接種分はすこやか未来課で交付できます。
- 接種証明アプリとコンビニ交付は停止予定です。
- 令和6年度以降接種分は交付しません。

問 すこやか未来課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎64-5670

個別接種実施医療機関一覧は
こちらで確認できます▶



■接種記録の確認

- 令和5年度までの接種分の接種記録はマイナポータルで確認が可能です。
- 令和6年度以降接種分は、接種後に交付される予防接種済証にて確認できます。

■健康被害救済制度

- 定期接種は、予防接種健康被害救済制度の「B類疾病の定期接種」として本市に申請ください。
- 任意接種は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく「医薬品副作用被害救済制度」により救済を受けることができます。独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に申請ください。



国民健康保険加入、脱退などには手続きが必要です!

新たに国民健康保険に加入する人や国民健康保険から別の健康保険に加入した人は、異動日から14日以内に届出が必要です。加入手続きが遅れると、国民健康保険税が遡って課税されたり、喪失手続きが遅れると課税されたままの状態となりますので早めの手続きをお願いします。なお、手続きにはマイナンバーの記載と本人確認も必要となりますので、世帯主と対象者のマイナ

ナンバーの分かるものと、手続きに来る人の運転免許証などの身分証明書を併せてお持ちください。
※別世帯の人が手続きに来る場合は委任状が必要です。

職場の健康保険などに加入したときの
喪失手続きは、電子申請で行えます▶

問 保険介護課 国保年金係
☎63-1327



	手続きが必要な場合	届け出に必要なもの
加 入	他市区町村から転入したとき	他市区町村の転出証明書
	職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書か離職票
	職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子手帳
喪 失	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	修学のため子どもが他の市区町村に住むとき	保険証、在学証明書か学生証(期限入りのもの)
	他市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険などに加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険などの被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
喪 失	国保の被保険者が亡くなったとき	保険証(世帯主の場合は世帯員全員の保険証)
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書